

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条の5第1項の規定により、以下のとおり建設業の許可を取り消しましたのでお知らせします。

令和7年4月

1 許可取消しの原因

廃業届の提出があり、建設業法第29条第1項第5号に該当するため。

※違法行為等による取消処分ではありません。

2 廃業業者一覧

	許可番号			商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消処分に係る建設業の種類	許可の取消処分年月日
全部廃業								
1	島根県知事許可	(特 03)	第2号	(株) コンドウ	近藤 剛	安来市広瀬町広瀬 3 9 6	許可を受ける全ての建設業	令和7年4月8日
2	島根県知事許可	(般 04)	第9954号	横田興業	横田 善幸	益田市巾島町イ 8 1 8 - 1	許可を受ける全ての建設業	令和7年4月9日
3	島根県知事許可	(般 04)	第9537号	岡工業	岡 廣志	出雲市岡田町 1 4 1 - 4	許可を受ける全ての建設業	令和7年4月9日
4	島根県知事許可	(般 02)	第4718号	(有) 椿電工	椿 和夫	出雲市中野町 8 7 0 - 1	許可を受ける全ての建設業	令和7年4月9日
5	島根県知事許可	(般 06)	第10102号	(株) 中原工業	中原 正和	松江市東本町 1 - 7 3	許可を受ける全ての建設業	令和7年4月11日
6	島根県知事許可	(般 04)	第9158号	渡部建設	渡部 薫	松江市八束町波入 7 1 8	許可を受ける全ての建設業	令和7年4月15日
7	島根県知事許可	(般 02)	第6500号	(有) 藤本工業	藤本 修	松江市西忌部町 5 4 3 - 1 9	許可を受ける全ての建設業	令和7年4月15日
8	島根県知事許可	(般 02)	第5970号	(有) 長谷川建設	長谷川 進	益田市横田町 7 3 0 - 4 8	許可を受ける全ての建設業	令和7年4月22日
一部廃業								
1	島根県知事許可	(般 04)	第9619号	(株) S T M総建	岩田 恵	雲南市掛合町掛谷 1 2 5 9 - 3	管	令和7年4月10日
2	島根県知事許可	(特 03)	第158号	第一建設工業 (株)	大場 弘徳	浜田市三隅町三隅 1 5 2 8 - 7	建、管、塗、水	令和7年4月15日
その他 (特定許可廃業→一般許可取得)								
1	島根県知事許可	(特 02)	第176号	大福工業 (株)	福代 忠	出雲市枝大津町 2 - 7	管	令和7年4月10日

※ 上記略字の工事業名は以下のとおり
「土」土木工事業，「建」建築工事業，「大」大工工事業，「左」左官工事業，「と」とび・土工工事業，「石」石工事業，「屋」屋根工事業，「電」電気工事業，「管」管工事業，「タ」タイル・れんが・ブロック工事業，「鋼」鋼構造物工事業，「筋」鉄筋工事業，「舗」舗装工事業，「しゅ」しゅんせつ工事業，「板」板金工事業，「ガ」ガラス工事業，「塗」塗装工事業，「防」防水工事業，「内」内装仕上工事業，「機」機械器具設置工事業，「絶」熱絶縁工事業，「通」電気通信工事業，「園」造園工事業，「井」さく井工事業，「具」建具工事業，「水」水道施設工事業，「消」消防施設工事業，「清」清掃施設工事業，「解」解体工事業